

令和元年11月6日
東京都福祉保健局

認定こども園の認可・認定事務について

保育に関する認可権限の法定移譲

○特別区の児童相談所設置

平成28年度の児童福祉法の改正により、特別区においても政令の指定により児童相談所を設置することが可能となった

○保育に関する権限の移譲

児童相談所設置区は、児童福祉法に基づき、保育所の認可・指導、無認可保育施設に関する事務の権限を有することになる。

※幼稚園の認可権限は、事務処理特例で特別区に移譲済

認定こども園

○教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園については、権限の移譲に係る法改正がされなかった。

認可（認定）の権限や指導権限が複雑であり、保護者、設置者にとって分かりにくく、適正な運営の確保が図りにくい。

○児童相談所設置区に事務処理特例により認定こども園の認可・認定に係る事務の権限を移譲

当該区域内における就学前の子どもに関する一貫性のある適切な教育、保育施策の実施が期待できる

特定教育・保育施設		認可（認定）権限		
		東京都	特別区	
			児童相談所設置区以外	児童相談所設置区
認可	保育所	○	×	○
	幼稚園	○ ※1	●	●
	幼保連携型認定こども園	○ ※2	×	×
認定	保育所型認定こども園	○	×	×
	幼稚園型認定こども園	○	×	×
	地方裁量型認定こども園	○	×	×

特定教育・保育施設		認可（認定）権限		
		東京都	特別区	
			児童相談所設置区以外	児童相談所設置区
認可	保育所	○	×	○
	幼稚園	○ ※1	●	●
	幼保連携型認定こども園	○ ※2	×	◎
認定	保育所型認定こども園	○	×	◎
	幼稚園型認定こども園	○	×	◎
	地方裁量型認定こども園	○	×	◎

(注) 表中 ○法令に基づく事務 ●=事務処理特例条例による移譲済の事務

※1 東京都の保育所の認可権限は、児童相談所設置区にのみ法定移譲

※2 東京都の幼稚園の認可権限は、町村のみ（特別区と市には事務処理特例条例で移譲済）

(注) 表中 ○法令に基づく事務 ●=事務処理特例条例による移譲済の事務 ◎=認可・認定権限を移譲

※1 東京都の保育所の認可権限は、児童相談所設置区にのみ法定移譲

※2 東京都の幼稚園の認可権限は、町村のみ（特別区と市には事務処理特例条例で移譲済）